

鹿財第394号  
令和8年3月2日

一般社団法人鹿児島県建築協会鹿屋支部  
鹿屋土木協同組合  
鹿屋電工会  
鹿児島県建設業協会 鹿屋支部  
鹿屋肝属電気設備協同組合  
鹿屋緑化建設業協会  
鹿屋上下水道工事協同組合  
鹿児島県板金塗装工業協同組合鹿屋支部

様

鹿屋市長 郷原 拓男

賃金等の変動に対する鹿屋市建設工事請負工事契約約款第21条第8項（インフレスライド条項）の運用について（依頼）

平素より、本市の建設行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿屋市における既契約工事について、別紙のとおりインフレスライド条項を運用しますので、貴下会員への周知をよろしくお願いいたします。

なお、周知の際には令和7年7月7日付け文書「鹿屋市建設工事請負工事契約約款第21条第8項（インフレスライド条項）の運用について」についてもご確認ください。

**【鹿屋市 HP 掲載場所】**

<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/sonota/dai21jodai8kou.html>

ホーム > 市政情報 > 入札・契約 > 入札・契約に係るお知らせ  
> 工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について

**【問合せ先】**

鹿屋市総務部財政課  
契約検査室（本庁7階）  
TEL：0994-31-1178

賃金等の変動に対する鹿屋市建設工事請負工事契約約款第21条第8項  
(以下「インフレスライド条項」という。)の運用

1 適用対象工事について

インフレスライド条項の請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」といいます。)を請求した日とします。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とします。

3 スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

4 請負代金額の変更について

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」といいます。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

- (2) 増額スライド額については、次式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \sum (\alpha \times Z)$ )、 $\alpha$ ：請負比率(落札率)、 $Z$ ：積算額)

- (3) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではありません。

5 残工事量の算定について

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、本工事内訳表に対応して出来高確認を行うものとします。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが変更指示されている設計量についても基準日以降

の残工事量についてはスライドの対象とします。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこととします。

また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うこととします。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱うこととします。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（仮設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とします。
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱うこととします。

(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても、出来形数量の対象とできるものとします。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとします。

## 6 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができるものとします。

## 7 全体スライド及び単品スライド条項の併用

(1) 市契約約款第21条第1項から第5項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができるものとします。

(2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、市契約約款第21条第6項から第7項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができるものとします。

## 8 スライド協議により請負代金額変更となった場合

インフレスライドにより請負代金額を変更した場合は、本運用の趣旨を御理解いただき、技能労働者への賃金水準引上げ等について、適切に対応されるようお願いいたします。

また、下請け業者と契約を締結している場合は、契約金額の見直し等の適切な対応をしていただき、変更契約書等（写し）を工事主管課へ提出していただきますようお願いいたします。